

事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	生活環境部環境政策課		■担当係	ごみ減量係
■評価事業名称	ごみ減量専任指導員設置事業			
■事業開始年度				
■評価事業コード	030200 - 314	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	04 美しい環境と心を守り育てるまちづくり		
	■基本施策	02 資源循環型社会の形成		
	■施策	02 ごみの発生抑制		
■事業の類型	05 ソフト事業(任意)		■政策・業務区分	政策
■法令の根拠区分	法令に定めはあるが任意の自治事務			
■法令等の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
■関連計画の名称	環境基本計画・ごみ処理基本計画			
■事業の目的と概要	ごみの減量とリサイクルの推進により、清掃事業所の延命を図るとともに、ごみ処理経費の負担を抑える。年々増加するごみ量に対応するため、地域説明会及び出前講座等の広報活動や、各事業所を対象としたごみ出しの指導、不法投棄防止対策など、きれいなまちづくりとごみの減量、リサイクルの推進を図る。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成29年度事業計画	平成29年度事業量実績
01	専任ごみ減量指導員設置事業	市民・事業者	不適正排出指導件数 35件 不法投棄処理件数 10件 資源ごみ常設ステーション不適正排出処理件数100件 アパート赤看板設置数100枚 出前講座10件	・不適正排出処理件数132件、不適正排出指導25件(市民直接指導25件、アパート等専用集積所管理者指導0件) ・不適正排出量5,610kg(資源ごみ常設ステーション5,240kg、その他370kg) ・不法投棄処理件数17件 ・アパート赤看板設置数27件 ・出前講座8回

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
直接事業費	3,958	3,942	3,536	4,099	
人件費	921	447	971	916	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	4,879	4,389	4,507	5,015	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	26年度	27年度	28年度	29年度	指標の説明
01	不適正排出者指導件数	90件	133件	96件	132件	資源ごみステーション等において不適正排出件数
03	エコショップ参加店舗数	19店舗	19店舗	19店舗	18店舗	県エコショップ登録業者数

事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況

- A. 順調
- B. 概ね順調
- C. 遅れている

達成状況の分析

常設資源ごみステーションやアパート等専用集積所における不適正排出が依然として多く、指導件数も多い。

問題点・課題等

排出者が特定できる場合には直接指導を行い、再発を防止をしているが、直接指導できない場合には再発防止が難しい。

1. 直接的な受益者の範囲

- 不特定多数に及ぶ
- 特定されるが多数に及ぶ
- 特定少数に限定される

2. 国・県・民間との競合関係の有無

- 類似の事業はない
- 類似の事業はあるが競合はない
- 類似の事業があり競合する

3. 事業廃止の影響

- 大きな不利益やリスクが生じる
- ある程度の不利益やリスクが生じる
- 不利益やリスクは小さい

4. 市民生活・企業活動への影響

- 市民生活・企業活動の維持に不可欠
- 市民生活・企業活動の維持の向上に必要
- 市民生活・企業活動の維持の向上への影響は少ない

5. 事業廃止の影響を受ける受益者の割合

- 1. で選択した人の大多数(70%程度)
- 1. で選択した人の半分程度(50%程度)
- 1. で選択した人の少数(30%程度)

6. 事業へのニーズの変化

- ニーズが高まっている
- ニーズは変わらない
- ニーズが低下している又は合致しない

7. 施策の改善需要度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

8. 施策の優先度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

9. 他市町村に比較しての優位性

- 先進的またはユニークな事業である
- 他と同程度の事業である
- 遅れている事業である

10. 実施主体の代替性

- 民間委託等の拡充は難しい
- 民間委託等の拡充が十分に可能
- 全部委託や実施主体の移行が可能

11. 経済性・効率性の向上

- 今以上の効率化や改善は難しい
- 効率化や改善を図ることは十分に可能
- 効率化や改善の余地が大きい

■事業の見直し方策(評価項目2,4の補足説明含む)

アパート等専用集積所のごみについて、入居者へのごみの出し方・分け方の周知・指導をアパート管理人等と連携し、実施する。

■今後の方向性

- I. 拡充
- II. 継続
- III. 縮小
- IV. 廃止・休止
- V. 完了